



# 佐賀県公報

平成17年  
10月26日  
(水曜日)  
第 12673号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 (一三二・商工課) 一
- ◎佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (一三二・下水道課) 一

## 告示

- ◎産業廃棄物処理施設の変更の許可申請 (五三二・廃棄物対策課) 二
- ◎保安林の指定 (五三三・森林整備課) 三

## 公告

- ◎基本測量の終了 (土地対策課) 三
- ◎都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 (まちづくり推進課) 三
- ◎建築基準法に基づく道路の位置の指定の変更 (建築住宅課) 三

### 公布された規則のあらまし

- ◎佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 (規則第一三二号)
  - 1 貸金業者登録簿閲覧表を廃止することとした。(第六条及び様式関係)
  - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- ◎佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第一三三号)
  - 1 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧に係る申請手続を不要とすることとした。(第七条及び様式第六号関係)
  - 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第三百一十一号

佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則(昭和五十八年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年十月二十六日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第三百二十二号

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「又は閲覧」を削り、同条中「又は閲覧」及び「閲覧」を削る。

様式第六号中「・**遡**」、「**※**」及び

騰本交付・閲覧を請求する理由

を削り、同様式の注を次のように改める。

注 記名押印に代えて、署名することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### ○ 告 示

#### ●佐賀県告示第五百三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請が次のとおりあったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成十七年十月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 設置許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社 平成開発

佐賀県小城市小城町池上千三百六十一番地

代表取締役 久保 為助

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐賀県多久市南多久町大字長尾一七五九番一六ほか二十六筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十

六年政令第三百号）第七条第十四号ロに規定する最終処分場をいう。）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）及びがれき類

五 申請年月日

平成十七年四月五日

六 縦覧場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県佐賀中部保健所（佐賀市八丁畷町一番二十号）

(二) 縦覧の期間及び時間

平成十七年十月二十七日から平成十七年十一月二十八日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）までの午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

(一) 提出期限

平成十七年十二月十二日

(二) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

(三) 提出場所

佐賀県くらし環境本部廃棄物対策課（郵便番号八四〇一八五七〇 佐賀市内一丁目一番五十九号）又は佐賀県佐賀中部保健所（郵便番号八四九一八五八五 佐賀市八丁畷町一番二十号）

(四) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の設置に係る具体的な利害関係

工 生活環境保全上の見地からの意見

●佐賀県告示第五百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成十七年十月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林の所在場所

武雄市武雄町大字武雄字平原四〇七五の一七(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成17年10月26日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 基本測量(福岡県西方沖地震現地緊急測量調査(三角点の改測等)作業)

2 作業期間 平成17年4月12日から8月31日まで

3 作業地域 神埼郡三瀬村

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年10月26日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画用途地域

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定をした道路について、建築基準法施行細則(昭和36年佐賀県規則第14号)第12条の規定により、次のとおり変更を承認した。

平成17年10月26日

佐賀県知事 古 川 康

指 定 番 号	第22号
---------	------

指 定 年 月 日	平成12年10月17日
-----------	-------------

変 更 番 号	変2号
---------	-----

変 更 年 月 日	平成17年10月17日
-----------	-------------

位置指定	変更後	唐津市鏡字辻裏1367番6、1367番7、1367番9及び1367番10
------	-----	--------------------------------------

変更前	唐津市鏡字辻裏1367番6及び1367番7
幅員(メートル)	5.00～5.15
延長(メートル)	46.53

指定変更に係る図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十月二十六日印刷及び発行  
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
 印刷所 株式会社古川総合印刷